

教保第 613 号
令和4年7月8日

各市町村教育委員会教育長
各小中学校長
各県立学校長
各教育事務所長

殿

沖縄県教育委員会
教育長 半嶺 満
(公印省略)

屋外でのマスクの着脱について

平素より、学校における感染症対策の推進に御理解と御協力をいただき感謝申し上げます。さて、令和4年7月6日付け保感第128号にて保健医療部長より別添のとおり通知があります。

熱中症を防止する観点から、屋外においてマスクを外すことが推奨されております。

各学校におきましては、一斉メールやHPを活用し別添資料の周知をお願いいたします。

各市町村教育委員会におかれましては、貴所管の学校へ周知するとともに、学校において適切な対応がなされるよう御指導についても併せてお願いいたします。

各教育事務所においては、必要に応じ助言をお願いいたします。

記

【再確認】

○基本的な感染対策

地域の実情に応じた基本的な感染対策（「三つの密」の回避、「人と人との距離の確保」、「マスクの着用」、「手洗い等の手指衛生」、「換気」等）を徹底していく

○マスクの着用が必要ない場面

- ・十分な身体的距離が確保できる場合
- ・熱中症などの健康被害が発生するおそれがある場合
- ・体育の授業、運動部活動の活動中、登下校中

○熱中症対策を優先し、児童生徒に対してマスクを外すよう指導すること

○熱中症が命に関わる重大な問題であることを認識し、リーフレット等も活用しながら児童生徒に対してその危険性を適切に指導するとともに、保護者等に対しても理解・協力を求める

○様々な理由からマスクの着用を希望する児童生徒に対しても適切な配慮が必要になりますが、その場合にも、熱中症対策を適切に講じる

【参考】下記の公文等も再確認をお願いいたします。

- ・「熱中症事故の防止について（依頼）」（令和4年4月28日付け文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課長、文部科学省初等中等教育局教育課程課長事務連絡）
https://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/anzen/1417343_00005.htm
- ・「学校生活における児童生徒等のマスクの着用について」（令和4年5月24日付け文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課事務連絡）
https://www.mext.go.jp/content/20220525-mxt_kouhou01-000004520_01.pdf
- ・「マスクの着用に関するリーフレットについて」（令和4年5月25日付け文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課事務連絡）
https://www.mext.go.jp/content/20220525-mxt_kouhou01-000004520_02.pdf
- ・文部科学省ホームページ：よくあるご質問（FAQ）
https://www.mext.go.jp/index_00021.html
- ・夏季における児童生徒のマスク着用について（令和4年6月10日付け文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課事務連絡）
https://www.mext.go.jp/content/20220610-mxt_kouhou01-000004520_01.pdf
- ・学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル『学校の新しい生活様式』（2022.4.1Ver8）

担 当 教育庁保健体育課健康体育班 今枝聖子

電 話 098-866-2726

F A X 098-862-0472

E-mail imaedase@pref.okinawa.lg.jp



保 感 第 1 2 8 号
令 和 4 年 7 月 6 日

知 事 公 室 長
各 部 局 長
教 育 委 員 会 教 育 長

殿

保 健 医 療 部 長
(公 印 省 略)

屋外でのマスクの着脱について (通知)

平素より新型コロナウイルス感染症対策に御協力いただき感謝申し上げます。
全国的に厳しい暑さが続く中、熱中症を防止する観点から、屋外においてマスクを外すことが推奨されております。そのため、今回「マスク着脱の実践例について」の資料を作成しましたので、貴管下職員及び関係団体等への周知をよろしくお願いいたします。

添付書類

- ・「熱中症防止の観点から、屋外において、マスクを外すことを推奨します。」
～マスク着脱の実践例について～

沖縄県 保健医療部
感染症総務課 指導認証班
T E L : 098-866-2014
F A X : 098-861-2888



屋外ではマスクの着用により、熱中症のリスクが高まります。

熱中症防止の観点から、 屋外において、マスクを外すことを推奨します。

マスク着脱の実践例について

※マスクを外した方が良いと考えられる場合でも、自身が必要だと判断する際は、マスクを着用ください。

マスクを外した方が良い考えられる場合（屋外）

- 徒歩や自転車で通勤、通学（登下校）するとき
- ランニングなどの運動をするとき
- 屋外で作業（農業など）をするとき
- 車を運転しているとき（車中で1人の場合等）
- 雨天時に傘をさしているとき 等

※特に運動時には、忘れずにマスクを外しましょう。
※屋外での散歩やランニング、通勤、通学等もマスクは必要ありません。

屋外であっても マスクを必要とする場合

- 会話をするとき
（近距離で2メートル以内を目安）
- 人が密集しているとき
- 発熱などの風邪の症状があり、
通院などでやむを得ず外出を
するとき 等

<屋外におけるマスクの着脱のポイント>

- 屋内に入る際や公共交通機関を利用する際は、マスクを着用できるようにしてください。
- マスクは常に携帯し、人と会話する際は、いつでも着用できるようにしてください。

※人との距離を確保し、会話をほとんど行わない場合はマスクは必要ありません。
※高齢者、子ども、障がいをお持ちの方は、熱中症になりやすいので十分に注意しましょう。

